

枕崎市地方創生総合戦略審議会設置要綱

(設置)

第1条 枕崎市地方創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に当たり、専門的な知見と幅広い住民参画により多くの意見を総合戦略に反映させるため、枕崎市地方創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(協議事項及び提言等)

第2条 審議会は、総合戦略の策定に関し、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 人口ビジョンに関する事。
- (2) 総合戦略の基本的方針に関する事。
- (3) 総合戦略の政策パッケージに関する事。
- (4) 総合戦略の進捗状況及び効果検証に関する事。
- (5) その他総合戦略全般に関連し必要な事項

2 審議会は、前項に掲げる事項に関する協議が終了したときは、その結果について、市長に提言する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の役員及び職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、任期の開始の日以後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議は、会長が議長となる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月27日から施行する。